

早島町町制施行130周年記念式典及び
早島駅周辺地域交流施設竣工式並びに記念イベント企画運営業務仕様書

1. はじめに

本仕様書は、早島町（以下「町」という。）が事業者（以下「受注者」という。）に委託して実施する早島町町制施行130周年記念式典及び早島駅周辺地域交流施設竣工式並びに記念イベント企画運営業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定める。

2. 業務名称

早島町町制施行130周年記念式典及び早島駅周辺地域交流施設竣工式並びに記念イベント企画運営業務

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4. 業務目的

早島町は、令和8年2月26日に町制施行130周年を迎える。多くの町民と共にこれを祝い、130年の歴史を築いてきた方々への敬意を表するとともに、これからのまちづくりを担う次世代へと継承する契機となるよう、早島町町制施行130周年記念式典を挙げる。

また、130周年の年にJR早島駅周辺地域交流施設が竣工することを記念して、竣工式と記念イベントを開催し、交流拠点として新たにオープンする施設の周知を図るとともに、イベントを通じて町制施行130周年の記念すべき年に当該施設が竣工した記憶を多くの人と分かち合うことを目的とする。

5. 業務概要

受託者は以下のア～ウに係る企画・運営等の実施及びエの制作を行うものとする。

ア. 町制施行130周年記念式典（以下「式典」という。）

- (1) 日 程 令和8年2月26日（木） 10時から11時30分頃
- (2) 内 容 オープニングアトラクション、主催者挨拶、来賓祝辞、表彰ほか
- (3) 会 場 早島町町民総合会館ゆるびの舎文化ホール（都窪郡早島町前湯 370-1）
- (4) 出席者 400名程度

イ. 早島駅周辺地域交流施設竣工式（以下「竣工式」という。）

- (1) 日 程 令和8年3月28日（土） 10時から10時30分頃
- (2) 内 容 主催者挨拶、来賓祝辞、テープカットほか
- (3) 会 場 早島駅周辺地域交流施設北側広場（仮称）及びカケハシホール（仮称）
- (4) 出席者 100名程度

ウ. 早島駅周辺地域交流施設竣工記念イベント（以下「記念イベント」という。）

- (1) 日 程 令和8年3月28日（土） 竣工式終了後から16時頃
- (2) 内 容 音楽イベント
 - ※ゲスト4団体（吹奏楽、合唱、和太鼓）及び一般演者10団体程度を予定
- (3) 会 場 早島駅周辺地域交流施設北側広場（仮称）
- (4) 対 象 一般（観覧無料）

エ. 記念事業全般に係る制作物

- (1) 記念バッジ
 - 130周年記念ロゴマークの画像を用いたバッジ800個の制作
- (2) 町制施行130周年記念懸垂幕
 - 庁舎に掲出する懸垂幕の制作
 - 想定文字例：「祝 早島町町制施行130周年・早島小学校創立150周年」

6. 業務詳細

受注者は、町と協議の上、次の業務を実施する。

ア. 式典

- ①式典に係る計画、準備、前日リハーサル、当日運営を行うこと。
- ②式典の進行台本、会場レイアウト、その他必要に応じてマニュアル等を作成すること。
- ③町が提供する名簿をもとに招待者への記念式典招待状（返信葉書含む）を作成し、発送できる状態にした上で、町へ納品すること。なお、通信費の負担及び発送は町が行うものとし、発送用封筒、葉書、その他招待状の発送に必要なものは受注者が用意すること。

また、招待状の返信を町から受け取り、出欠の取りまとめを行った上で出席者リスト及び当日席次を作成すること。なお、仕様上は招待者 400 名とするが、招待者数は増減することがあるため、次の経費は実際の招待者数・出席者数に応じて実費精算することとする。

【実費精算の対象経費】

- ・招待状の封入作業費（1 通当たり単価による積算経費）
- ・葉書、封筒等作成物の経費（1 通当たり単価による積算経費）
- ・その他、招待者数・出席者数による単価経費

- ④記念式典式次第（500 部）を作成すること。
- ⑤必要な物品及び機材並びに人員の手配を行い、搬入、設営、撤去を行うこと。なお、町が用意する物品及び機材並びに人員等は表 1 のとおり。また、受注者による最低限の準備物として想定しているものは表 2 のとおり。その他提案内容を実現するために必要なものは受注者が用意することとし、全て見積りに含めること。
- ⑥式典で配布する町制 130 周年記念誌（A4 版 6～8 ページ程度を想定）を企画、制作すること。納品は印刷物（1,000 部）とデータ（媒体格納）とする。
- ⑦出席者に配布する制作物一式を事前に必要数セットし、指定の日までに納品すること。
- ⑧オープニングアトラクション後に上映する 10 分程度の動画（町の歴史を振り返るとともに現在の町及び町民の様子を記録し、町の魅力を PR するもの）を制作すること。動画の制作に当たっては、公園や施設、町民の取材（動画、静止画撮影）を行い編集すること。なお、制作に当たり必要な歴史写真等の既存素材は町から提供可能である。また、10 分程度の動画を短縮して 3 分程度に編集したものを同時に制作すること。短縮した 3 分版は各種イベントや町 PR に次年度以降に使用することを想定している。
- ⑨その他受注者の提案すること。

表 1. 町が用意する物品及び機材並びに人員等

町が準備する物・人員等	数量等
オープニングアトラクション出演者	1 式（使用楽器等含む）
式典会場（会場備品含む※机椅子、控室）	1 式
司会者	1 名
手話通訳者	複数名
式典受付・会場案内人員	30 名程度
式典会場案内看板一式（駐車場等含む）	1 式
記念式典記念品（配布用袋含む）	1 式
会場花	2 か所（ステージ、エントランス）
ステージ映像放映用プロジェクター	1 台
ステージ（音響・映像操作）スタッフ	2 名
記念品	出席者数

表 2. 受注者が用意する物品及び機材並びに人員等

受注者が準備する物・人員等	数量等
式典会場ステージ看板	1 枚（搬入のみ。設置は町が行う）
駐車場警備員	3 名以上 ※安全を考慮し人数も提案すること
式典受付等人員	運営計画と表 1 の差分（不足数）
リボン	主催者、来賓、被表彰者 ※詳細な数量は町と協議後に決定
式典会場内席札	来賓等（200 名程度）を想定
当日配布物収納用紙袋	500 枚

イ. 竣工式

- ①竣工式に係る計画、準備、当日運営を行うこと。
- ②竣工式の進行台本、会場レイアウト等を作成すること。
- ③町が提供する名簿をもとに招待者への竣工式招待状（返信葉書含む）を作成し、発送できる状態にした上で、町へ納品すること。なお、通信費の負担及び発送は町が行うものとし、発送用封筒、葉書、その他招待状の発送に必要なものは受注者が用意すること。
また、招待状の返信を町から適宜受け取り、出欠の取りまとめを行った上で出席者リスト及び当日席次を作成すること。なお、竣工式招待状の発送は、ア. 記念式典と併せて行うことを想定している。
- ④式次第（100 部程度）を作成すること。
- ⑤必要な物品及び機材並びに人員の手配を行い、搬入、設営、撤去を行うこと。なお、町が用意する物品及び機材並びに人員等は表 3 のとおり。また、受注者による最低限の準備物として想定しているものは表 4 のとおり。その他提案内容を実現するために必要なものは受注者が用意することとし、全て見積りに含めること。
- ⑥その他受注者の提案すること。

表 3. 町が用意する物品及び機材並びに人員等

町が準備する物・人員等	数量等
テント（2 間×3 間を想定）	4 張（受付、雨天時対応等） ※テント設営は町が行う
立て看板（竣工式、駐車場）	1 式
会場スタッフ（受付、会場準備等）	7～8 人程度

表 4. 受注者が用意する物品及び機材並びに人員等

受注者が準備する物・人員等	数量等
会場警備員（交通整理員）	2 名程度
音響機器（P A 含む）	1 式
竣工式出席者用椅子	80 脚程度
長机（白布）	5 本（5 枚）
テープカット等竣工式に必要な物品	1 式
司会者	1 名

ウ. 記念イベント

- ①町と出演者情報を共有し、イベントに係る計画、準備、当日運営を行うこと。
- ②イベントの進行台本、会場レイアウト等を作成すること。
- ③イベント周知のチラシ（7,000部）を企画、作成すること。
- ④必要な物品及び機材並びに人員の手配を行い、会場の設営、当日の運営を行うこと。
 なお、町が用意する物品及び機材並びに人員等は表5のとおり。また、受注者による最低限の準備物として想定しているものは表6のとおり。その他提案内容を実現するために必要なものは受注者が用意することとし、全て見積りに含めること。
- ⑤会場を訪れた観覧者が利用できる飲食ブースを用意すること。
- ⑥その他受注者の提案すること。

表5. 町が用意する物品及び機材並びに人員等

町が準備する物・人員等	数量等
出演者	使用楽器含む
テント（2間×3間を想定）	4張（出演者控え等を想定） ※テント設営は町が行う
立て看板（イベント進行表等）	1式
会場スタッフ（受付、会場準備等）	7～8人程度

表6. 受注者が用意する物品及び機材並びに人員等

受注者が準備する物・人員等	数量等
会場警備員（交通整理員）	2名程度
音響機器（PA含む）	1式
観覧者用椅子	80脚程度
長机	5本
司会者	1名

7. 成果品

本業務における成果品の作成部数及び納期限等は次のとおりとする。

業務	成果品名	数量	納期限
ア	記念式典式次第	500部	令和8年2月中旬
ア	動画（10分版、3分版）	1式	（10分版）令和8年2月中旬 （3分版）令和8年3月中旬
ア	町制130周年記念誌	1,000部	令和8年2月中旬
ア	式典招待状・封筒等	400部	令和7年12月初旬
イ	竣工式招待状	100部	令和7年12月初旬
イ	竣工式式次第	100部	令和8年3月中旬
ウ	イベント周知チラシ	7,000部	令和8年2月上旬
エ	記念バッチ	800個	令和8年2月上旬
エ	懸垂幕	1枚	令和7年12月中旬

8. 著作権等留意事項

- (1) 本委託により制作される成果物は、第三者の著作権、商標権、肖像権、意匠権その他の知的財産権等の権利を侵害しないもの及び他の作品（商標を含む。）と同一又は類似していないものとする。
- (2) 受注者は納品と同時に著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む一切の権利）を町へ譲渡するものとし、成果物の著作権及び使用権は早島町に帰属するものとする。また、成果物に対して町は専用実施権を有するものとする。
- (3) 受注者は、町又は町から正当に権利を取得した第三者が当該成果物を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果物が第三者の知的財産権を侵害する等の理由により、苦情、請求、差止その他何らかの主張を受けたときは、直ちに通知すること。
- (5) 受注者が第三者から前号の通知を受けたとき若しくは当該主張の事実を知ったとき、又は第三者からの権利侵害等の損害賠償が提起された場合、一切の責任は受注者が負うものとし、自らの責任と費用で解決すること。

9. その他事項

(1) 参考資料（会場図等）

本業務に関する参考資料として会場図等を別紙で示すため参考とすること。

(2) 再委託

受注者は、本業務のうち町から提供される個人情報又は業務上取得する個人情報を扱う業務については、第三者に再委託してはならない。その他はあらかじめ町の承諾を得た場合、再委託可能とする。

(3) 損害の賠償

本業務の違反又は受注者の故意・過失により、町又は第三者が損害を被った場合、受注者はその賠償の責任を負うものとする。

(4) 個人情報の取扱い

本業務遂行に必要な個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、次のとおり適切に管理すること。

- ①招待者の取りまとめ、入場整理等、業務上必要な目的で本件個人情報を取り扱うものとし、他の目的で取り扱ってはならない。
- ②本件個人情報の取り扱いに当たっては、漏洩、滅失又は毀損の防止等、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。
- ③本件個人情報の取り扱いについて第三者から苦情を申し立てられたとき、又は本件個人情報の漏洩等の事故が発生したときは、その事実を直ちに相手方に連絡するとともに、処理の経過及び結果を速やかに報告する。
- ④業務終了後、本件個人情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく廃棄する。

(4) その他遵守事項

- ①自然災害等のやむを得ない事象により、事業の一部又は全部が実施できない場合は、町と受託者とが協議の上、契約を変更する場合がある。

②受託者は、本事業の趣旨を十分に理解した上で、町及び関係者と十分な協議を行いながら本業務を進めることとし、仕様書及び契約書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合は、町との協議により決定するものとする。

別紙) 参考資料 (会場図等)

(1) 記念事業のテーマ

- ・ 築かれた歴史に想いをはせる
- ・ まちの魅力を再発見する
- ・ つながる心、未来を創る

(2) 会場図等

ア. 町制施行130周年記念式典

会 場：早島町町民総合会館ゆるびの舎文化ホール

客席数：

1層構造 556席 (内車イス席5席含む)

前部 (1列～5列) 128席 (難聴者聴力補助設備あり)

中部 (6列～14列) 252席

後部 (15列～20列) 168席

主な設備：

音響反射板、舞台照明設備、電気音響設備、荷物搬入口、緞帳、
スタインウェイ フルコンサートピアノ D-274、液晶ビデオプロジェクター
詳細は、ホームページを参照

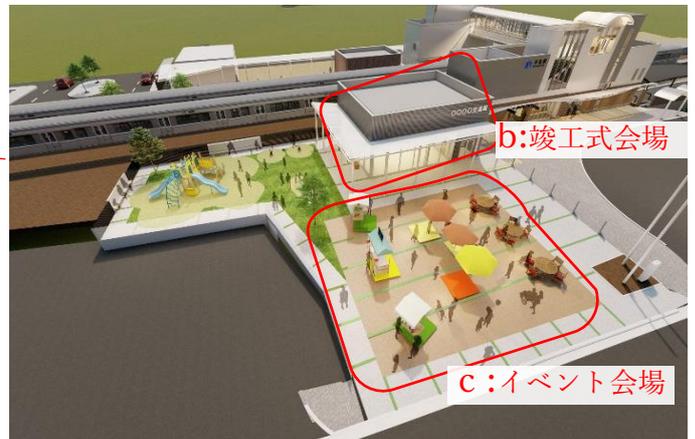
https://www.town.hayashima.lg.jp/yurubinoya/shisetsu_syokai/2045.html

イ. 早島駅周辺地域交流施設竣工式 及び ウ. 早島駅周辺地域交流施設竣工記念イベント

会 場：早島駅周辺地域交流施設



※駐車場の収容台数は30台



※式典会場 (カケハシホール) の面積は約100㎡
※イベント会場の面積は約200㎡
※式典及びイベント会場は、進行や天候を考慮し、
提案者の案により柔軟に使用して差し支えない。

(3) 制作物関連

エ. 記念事業全般に係る制作物参考資料 (130周年記念ロゴマーク)

